

# 現代日本における性風俗店営業の法的位置づけ

——風営法の規定に見る「適法性」の検討——

熊田陽子\*

## Discussing the “lawfulness” of sex-related businesses in contemporary Japan

KUMADA Yoko

### abstract

Many studies on sex-related businesses in contemporary Japan have criticized that existing law is not protecting sex workers' rights. Those critics therefore argue for introducing a new law that enables penalties on clients and owners of sex-related businesses who violate sex workers' rights. Their claim is valuable because one's rights must be protected regardless of occupation. However, a question remains: who will bring a lawsuit? Critics believe owners should be expelled from the market but not all owners are exploiters. Rather, they are possible protectors of sex workers who find it difficult to take legal actions for reasons such as revealing his/her official name. This article therefore explores the legal basis of sex-related businesses, assuming owners will become effective agents in terms of taking legal actions for their workers. The legal basis—“lawfulness”—of the businesses is found in the text of the Law Regulating Adult Entertainment Businesses (“Fūeiho”), one of the main laws that cover sex-related businesses in Japan.

Keywords : sex-related businesses, the Law Regulating Adult Entertainment Businesses (“Fūeiho”), “lawfulness”, contemporary Japan

### 1 はじめに

これまで性労働と法については様々な角度から議論がなされてきた。主な検討対象は「売春防止法」(昭和31年5月24日公布昭和33年4月1日全面施行・法律第108号)(通称「売防法」。以下、売防法と記す)<sup>1</sup>と「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年7月10日公布 同年9月1日施行・法律第122号)(通称「風営法」。以下、風営法と記す)である。こうした議論では、主に、売防法が労働者保護という本来の目的を果たしていない点や、風営法が営業者だけに「合法性」の確保という利益をもたらしている点が指摘され、この現状を変えるために、営業者と客の処罰を可能とする法的整備の必要性が訴えられてきた。

角田は、次の理由から、売防法と風営法のどちらについても従業者の人権を守る効果は期待できないという。売防法が規制できるのは「性交」、つまり膣への挿入をサービスとして提供する営業者に限られるため、その他の性的サービスを提供する営業者は野放しである。そして後者の営業を事実上「公認」する風営法は、目的が「善良の風俗の保持」であるために従業者の権利擁護という機能はない[角田 2001: 124–128]。更に川畑によれ

---

キーワード：性風俗店営業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」）、「適法性」、現代日本

\*平成19年度生 ジェンダー学際研究専攻

ば、売防法は営業者を処罰できないばかりか、売春を禁止することで労働者を犯罪者の立場に陥れている〔川畑 1999〕。その一方で、風営法に則って届出書を提出した「合法店」の営業者は、自分にやましい点は一切ないと胸を張り、「性交」の事実があるとしてもそれは従業員が勝手にしていることだと主張する〔川畑 2008：231〕。風営法は営業者だけが得をする現状に加担しているというわけである。こうした批判を経て提案されるのが、新たな法の整備である。売春の非犯罪化を求める立場をとる川畑によると、売防法は労働者にとって「有害無益な法律」でしかなく、「性的自由および自己決定権を保障する視点に立った性暴力禁止法」があれば不要となる〔川畑 2008：238〕。売防法が定める営業者の処罰は労働者の「性的自己決定権」を守るために不可欠だが、現状ではその権利保護の機能を果たしていないと考える若尾も、性労働者を保護するために、営業者による性労働への介入禁止と、客による暴力の禁止・処罰を可能とする法の必要性を訴える<sup>2</sup>〔若尾 2004：367-368, 371-374〕。角田の見解は、社会の性差別構造を具現化する性労働は根絶すべきと考えている点で異なるが、法が禁じる職業でも、それに従事する人々を保護するための法的手段は確立されるべきとも論じている〔角田 2001：143-144〕。

こうした法整備への提言は、性労働に従事する人々の安全と健康を確保するという目的において非常に有効であると評価できる。いかなる業種であっても、労働における諸権利は法的に守られるべきであるからだ。しかし、既存の議論で想定されてきたような法律の現実的な実行可能性については再考の余地がある。これまでは、営業者と客を処罰の対象としてのみ捉え、実際に訴えを起こす主体が従業員に限定されてきた。しかし、性労働者であることを隠したい人々が実名を明かして訴えを起こすことに大きな抵抗を感じることは容易に想像がつき、訴えられなければ法整備の意味自体なくなる。川畑の考えるように売春防止法を撤廃し「性交」を含む性労働を非犯罪化したとしても、性労働に対する蔑視が同時に一掃されるとは考えにくく、上記の抵抗感が直ちに払拭されるわけではない。従って、悪質な営業者を減らすためには労働者個人による訴えが不可欠であるものの、営業者に労働者の保護を促すような法的整備が併せて行われなければならない限り、客の規制という点で実効性は半減する。また、営業者の排除ありきという主張にも疑問が残る。労働者を利用するばかりの営業者は必要ないと考える川畑〔2008〕は、労働者自身がグループを形成し直接客とやり取りをするのが理想的とする。しかしそうなれば、労働者はかなりの時間と労力を割いてその作業を行うことになり、とりわけ兼業で性労働に従事する人々にとっては困難が生じるであろう。女性の労働環境の向上に心を砕く営業者も存在することを踏まえば、店で働くという選択肢は残されるべきである。性風俗店のホームページには、サービスを利用する際の客に対する注意事項や規約が明記されていることが多いが、たとえばそれに一定の法的効力を持たせて客の行為を規制するといった方法が考えられる。

本論では、営業者を通して従業員を法的に保護するのが現実的であるという立場から、従業員の諸権利を確立する第一段階として、営業者の法的正当性の根拠について検討を行う。訴えを起こす主体の法的正当性は重要である。しかし、上述の議論では事実上の合法性を営業者に付与していると批判されていた風営法の条文に、性風俗の営業が「合法である」とは一言も書かれていない。そこで、以下では、風営法の条文を再度精査し、性風俗営業の法的根拠について考えていくことにしたい。なお本論では、労働者が単独の客に対し対面関係においてサービスを提供する形態の性労働に焦点を当てるため、現在の風営法で「性風俗関連特殊営業」として規定される一部の営業——ストリップ劇場等営業・ラブホテル営業・アダルトショップ等営業・アダルトグッズ通信販売等営業、アダルトグッズ通信販売等営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型異性紹介営業、無店舗型異性電話紹介営業——については言及しない。更に、「風俗営業」に含まれるパチンコやゲームセンターなどの「遊技場営業」も検討から除外する。

## 2 風営法と関連法令

風営法は、昭和23年に「風俗営業取締法」として誕生した。現在のところ、関連法令は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令」（昭和59年11月7日政令第319号）、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣布令」（昭和60年1月11日総理府令第1号）、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則」（昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号）な

どである。また、都道府県の条例と、警察庁生活安全局による「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成18年4月24日）も風営法と密接に関わる。このように風営法の実態は数々の法令で体系化されているが、本論では紙幅の関係上、風営法本体に焦点を絞って議論を行い、その他法令については必要な場合に限り言及を行うことにしたい。

### 3 許可制と届出制の比較——警察側の説明

風営法における性風俗店営業の位置づけを探るために、法令の目的や意義を示す題名に注目してみよう。風営法は、諸改正を通じて何度かその題名を変えている。昭和34年には、「風俗営業取締法」から「風俗営業等取締法」へ、昭和59年には更に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」へと改名された。「等」の一文字が付加された昭和34年の変更からは、風俗営業のカテゴリーには収まらない「何か」もまた、風営法の対象になるという意図が読み取れる<sup>3</sup>。そして昭和59年の「適正化等」の表現にある「等」の採用は、風営法が適正化のカテゴリーをこえた「何か」をも司るという意図を意味すると理解できる。本論が扱う性労働は、平成17年より「性風俗関連特殊営業」と呼ばれ、飲食店やナイトクラブといった「風俗営業」とは区別されている。では性風俗関連特殊営業は、風営法において適正化の対象なのか、それとも異なる手続きの対象なのか。

風営法の適用に直接関わる警察側の認識では、風俗営業は「適正に営まれば国民に憩いと娯楽を与える社会的に必要な営業」と理解されることがあるものの〔菊澤 2005：86〕、国は、国民が風俗営業を行うことを一般的に禁止している〔蔭山 I 2008：26-27〕。人間の欲望は際限がなく制御が難しい一方で、その欲望につけこみ利益を得ようとする者が現実によく存在するから、というのがその禁止の理由だ〔竹花 2006：3〕。従って、風俗営業を営もうとする者は、公安委員会に許可申請書を提出しなければならない。そして、「人的・物的・場所的要件」等について風営法が定める欠格要件に該当しない場合に限り、申請者に対してその禁止が解除され、営業が許可される〔蔭山 I 2008：26-28〕。これら欠格要件は「推奨されるべき一定の基準」であり、いったん許可を得た後にも、営業主はその水準を満たすべく努力を怠ってはならず、「自主的な健全化のための措置」を講じるよう風営法は求めるという〔蔭山 I 2008：27-28〕。他方、性風俗関連特殊営業を希望する者は、許可申請書ではなく届出書を公安委員会に提出する。蔭山によれば、届出とは「私人の一方的な行為」であるため、国による許可、つまりお墨付きは一切与えられない。なぜなら、性行為を伴うサービスは、一夫一妻制に反する「本質的にいかがわしい」ものであり、風営法を通じて提供されるサービスについて国が「推奨すべき一定の基準」を設定することが不可能と解釈されているからだ〔蔭山 I 2008：29-30〕。そして、そのような営業に対しては強力な規制を加える必要があると考えられている〔蔭山 I 2008：31〕。

以上の解釈や説明から、許可制を採る風俗営業と届出制を採る性風俗関連特殊営業の違いが以下のように要約できる。第一に、風俗営業は「適正」に営まれば望ましい営業であるのに対し、性風俗関連特殊営業はいかなる形で営まれようと不健全である。第二に、許可制の対象営業には国が定める一定の「推奨すべき基準」が存在するのに対し、届出制の対象営業にはそれがない。しかしこれらの説明通り、本当に風俗営業だけにそうした「推奨すべき基準」があり、性風俗関連特殊営業にはそれがないのだろうか。この点について具体的な条文の検討を通じて考えてみたい。なお、本論で検討を行うのは2010年8月時点において適用される「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」であり、以下に「風営法」と明記する場合もこの法律を限定して指すこととする。

### 4 各営業に対する規定

風俗営業と性風俗関連特殊営業の規制の内容を具体的に比較してみよう。文末資料の表1から3は、各営業に対して適用される規定をまとめたものであるが、これは主に「～しなければならない」と「～してはならない」という二種の言説に分類できると考えられる。本論では、前者を「命令の言説」、後者を「禁止の言説」と呼ぶことにしたい。

#### 4-1 風俗営業に対する命令と禁止

風俗営業の営業者に対して向けられた命令の言説は①～⑱である(表1参照)<sup>4</sup>。具体的には、許可の取得(①)を始め、許可申請書とそれに係る必要書類——住所氏名(②・③)、営業所空間の使用について権原を有することを示す書類(④)、住民票(⑤・⑦)、写真(⑧)など——の提出、誠実な業務遂行の誓約(⑥)、許可書掲示(⑨)、構造設備の変更に係る承認取得(⑩)、営業廃止時等の許可書返納(⑪)、構造設備の維持(⑫)、騒音抑止(⑬)、料金や18歳未満の立入禁止の表示(⑭・⑮)、管理者の選任(⑯)、従業者の名簿や記録の作成(⑰・⑱)といった命令である。では、風俗営業の営業者を対象とした禁止の言説はどうか。それらは、風営法第4条第1項に記す状態・条件に該当すること(1)、成年被後見人等に該当すること(2・3)、未成年者であること及び風営法第4条第1項に記す状態・条件に該当すること(4)<sup>5</sup>、名義貸し(5)、特定の時間帯における営業(6)、特定数値以上の照度での営業(7)、「清浄な風俗環境を害する」方法での広告宣伝(8)、従業者に高額を負荷を負わせること等(9)、客引き等(10)、といったことの禁止としてまとめられる。

#### 4-2 性風俗関連特殊営業に対する命令と禁止

性風俗関連特殊営業の営業者に向けられた規定も、命令と禁止の言説から成り立っている(店舗型性風俗特殊営業については表2を、無店舗型性風俗特殊営業については表3を参照)。まずは命令の言説から見ていこう。なお、ここでは無店舗型を受付所営業と想定し議論する<sup>6</sup>。性風俗関連特殊営業に対する命令の言説では、届出書の提出(表2の①、表3の①)、氏名住所の提示(表2の②③、表3の②)、営業廃止の変更時における届出書の提出(表2の④、表3の③)、住民票の提出(表2の⑥⑦、表3の⑤)、営業所空間の使用について権原を有することを示す書類の提示(表2の⑤、表3の④)、届出書の備え付けと提示(表2の⑧、表3の⑥)、18歳未満への立入りと利用禁止表示(表2の⑨⑩、表3の⑦⑧)、従業者の名簿や記録の作成(表2の⑪⑫、表3の⑨⑩)などが求められる。禁止の言説では、届出以外の営業の広告宣伝(表2の1、表3の1)、禁止地域における営業(表2の2、表3の5)、広告制限区域におけるものや18歳未満に対して行う広告宣伝(表2の3、表3の3)、「清浄な風俗環境を害する」方法での広告宣伝(表2の4、表3の4)、従業者に高額を負荷を負わせること等(表2の5、表3の2)、客引き等(表2の6、表3の6)、18歳未満を雇ったり客としたりすること(表2の6、表3の7)などが禁止されている。

このように、風俗営業と性風俗関連特殊営業のどちらにも、命令(「～しなければならない」と禁止(「～してはならない」)の二種の言説から成る規定があることが確認される。ではなぜ、風俗営業だけが「推奨すべき基準」を持ち、性風俗関連特殊営業にはそれが無いとされているのだろうか。この点について、今度は、先に許可制と届出制の間にある決定的な違いとして主張された「人的・物的・場所的」な規定について考えてみよう。

## 5 「人的・物的・場所的」規定

### 5-1 風俗営業について

では、風俗営業の人的規定から検討を開始しよう。人的規定はいずれも法第5条第1項の「内閣府令が決める書類」に以下のように明記されている——営業者は「〔風営〕法第4条第1項第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面」(表1の1)と「成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」など(表1の2)、そして営業の専任者は上記と同じ証明書等と「〔風営〕法第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面」(表1の4)を提出すること。なお、風営法第24条第2項では、未成年者と風営法第4条第1項(第1号～第7号の2)で規定される内容が「掲げる者」として指示されている。では風俗営業者に対する人的規定を含む風営法第4条第1項とは、どのような内容なのか。それは、実は風俗営業者ではなく、公安委員会を受け手として想定した言説から成り立っているのである。風営法第4条第1項では、「公安委員会は許可を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは許可をしてはならない」とされ、その対象である状態・条件のリストが続く<sup>7</sup>。しかし、たとえ公安委員会に向けられた言説であっても、規定に反した場合に許可が下りないとなれば、当然営業者もこれを無視することはできない。従って営業者は、公安委員会を受け手とする規定を自分に向けたものとして読み替えて、改めて「自分にとってどのような規定と

なるのか」という解釈を行わざるを得ないのである。するとここでは、営業者にとっては「～してはならない」(より厳密に言えば「(申請者自身が特定の状態・条件)であってはならない」という禁止の言説が成立することになる(表1のIとIVの一部)<sup>8</sup>。

次いで、営業者に対する言説の中で、物的規定に関わるものは表1の⑩(構造設備の変更に係る承認取得命令)と⑪(構造設備の維持命令)であったが、この具体的な基準が示されているのは、公安委員会に向けられた風営法第4条第2項第1号(表1のII)である。内容は以下の通りだ——「公安委員会は以下に該当する事由があるときは許可をしてはならない」(その事由とは)「営業所の構造又は設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき」。その国家公安委員会規則は、命令の言説(e.g.「客室の床面積は…メートル以上とすること」と、禁止の言説(e.g.「客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと」)の両方で成り立っている<sup>9</sup>。では、この規定を再び営業者の視点から読み替えて解釈を行ってみよう。すると「(営業者は)～の基準に適合しなくてはならない」という命令の言説となるのである。

では場所的規定はどうだろうか。実は、営業者を直接対象とした規定の中に営業の場所に関する言及はない。これもやはり、公安委員会に向けられた言説として風営法第4条に存在するのである(表1のIII)。同条第2項第2号の内容は以下のとおりである——「公安委員会は次に該当するときは許可をしてはならない」(それは)「営業所が都道府県の条例で定める地域内にあるとき」。東京都条例を例に取れば、住居専用地域や、学校、図書館、児童福祉施設、病院及び診療所の敷地の周囲百メートル以内が、そうした地域として定義されている<sup>10</sup>。従って、営業者からの読み替えと解釈では「～の地域で営業してはならない」という禁止の言説となる。

以上の通り、警察側の説明にあった風俗営業者に対する「推奨すべき基準」とは、営業者にとっては、人的規定と場所的規定が「～の条件の人間であってはならない/～の地域で営業してはならない」という禁止の言説として、物的な規定が「～の基準に適合しなくてはならない」という命令の言説として読み替えと解釈がなされることがわかった。

## 5-2 性風俗関連特殊営業について

性風俗関連特殊営業の人的規定については、表2と表3のIVを参照されたい。いずれも、風俗営業の場合と同じく、営業者でなく公安委員会を行為主体として想定した言説であり、しかも、公安委員会が営業者に対して営業停止を命じてよい条件として書かれている。具体的には「公安委員会は、営業者が第4条第1項第2号(ロ～ヘ、チ、リ、ル、若しくはヲ)に規定する罪を犯した場合など、営業停止を命令してよい」というものだ。従って、この規定を営業者の立場から読み替え、解釈すると、「～の罪を犯してはならない」という禁止の言説となる。

場所的規定は直接営業者を対象とした言説として、官公庁施設や学校、図書館、児童福祉施設の周囲二百メートルの区域内における営業を禁止するものである(表2の2、表3の5)。更に、同じ第28条は、都道府県が条例で営業禁止地域を定めることも認めている(表2のII、表3のII)。たとえば東京都では、店舗型営業と受付所営業は、台東区千束4丁目(16番～32番、41番～48番)の地域以外では営業できないと定められている(都条例第10条)。また、これら禁止地域で店舗型や受付所営業を営もうとして届出書が提出されても公安委員会は届出確認書を交付しなくてよい、とされている(表2のI、表3のI)。従って、都道府県に対するこうした場所的規定も、営業者にとっては「～(の場所で営業)してはならない」という禁止の言説として読み替え、解釈がなされることになる。

なお、性風俗関連特殊営業に関する物的規定は条文の中に存在しない。従って、風俗営業に対して存在した3つの規定(人的・物的・場所的)のうち、性風俗関連特殊営業については人的、場所的な2つしか存在しない。更に、それらはいずれも、営業者にとっては「～してはならない」という禁止の言説であることが特徴である。

## 6 「推奨すべき基準」とは何か

この特徴を踏まえて、風俗営業においてのみこれらの規定が「推奨すべき基準」を構築すると捉える警察側の考え方に立ち戻ってみたい。この考え方を支える論理は、「許可制には欠格事由があるのに対し、届出制には営業停止事由しか存在しない」という警察側の説明に表れている[e.g. 屋久・鈴木・長村 2006:17]。営業開始前

に許可制営業に対して適用される規定は、国がお墨付きを与えるか否かを決定して法的地位を付与するために満たすべきものを定めているのに対して、営業開始後に届出制の営業に適用される規定は、その営業を停止させるか否かを決定する「排除の基準」でしかないということだ。それゆえ、警察側は、営業開始前に考慮される人的・物的・場所的な規定を特別に「要件」（必要な条件）とも呼んでいる。しかし、たとえ「要件」が許可制にのみ存在するとしても、それですぐに届出制を採る営業について「推奨すべき基準」が欠如していると結論づけることはできない。なぜなら、風営法に命令や禁止が明文化されており、しかもそれに反することで処分を受けることが明らかならば、性風俗関連特殊営業を営もうとする者の立場からは実質的な「満たすべき基準」に他ならないからだ。

しかし、上記のように営業者からの視点を採用するだけでは十分とは言えない。風俗営業にしか「推奨すべき基準」がないとする、別の論理が想定されるからだ。それは、「推奨すべき基準」となり得るのは本論において定義した命令の言説だけであり、禁止の言説はこれに該当しない、というものだ。本論の比較検討から明らか通り、人的・物的・場所的な規定について、許可制を採る風俗営業に対しては命令の言説がこれを支配しているのに対し、届出制を採る性風俗関連特殊営業には命令の言説が欠如している。確かに、「～しなければならない」というのは「～せよ」という命令であり、そこには「何を」という具体的な内容／基準が示されている。他方、禁止は、いわば可能な行為の選択肢の中から「だめなこと」を指定する消去法の論理であり、具体的に「何が」許可されるのかが示されてはいない。たとえば「肉を食べなければならない」という規定は「(他でもない)肉を食べよ」という命令であり、この場合「肉を食べる」ことが「推奨すべき基準」となるのに対し、「肉を食べてはならない」という禁止は、数ある食物の中から肉だけを禁じているものの、何を食べるべきかについては語っていない。しかし、本当に、禁止に「推奨すべき基準」はないのだろうか。この点を考察するに際して、レヴィ＝ストロースの『親族の基本構造』[2000]が導く議論は示唆に富んでいる。

レヴィ＝ストロースは、人間が他者を婚姻可能な者（集団）と不可能な者（集団）に分けるのが普遍的な事象であることを指摘し、これをインセスト禁忌と呼んだ。その中でレヴィ＝ストロースは、インセスト禁忌は禁止（「～してはならない」）であると同時に、命令（「～せよ」）でもあると述べている。なぜなら、婚姻の規則で考えてみると、ある親族範囲を「婚姻不可能なもの」として禁止することは、同時に、婚姻をなすべき特定の親族範囲を指定することになるからだ [レヴィ＝ストロース 2000 : 124]。しかし、禁止を経由して生まれるこの「～せよ」という命令が指定する範囲は、限定されているとは限らない。インセスト禁忌の議論の中でレヴィ＝ストロースは、多くの地域において配偶者が交叉イトコに固定されているのは、禁止クラスを除外した単なる結果にすぎないと主張する。なぜなら、例えば、望ましい交叉イトコ婚が困難である場合は、その代わりにより遠い親族が配偶者候補に立てられるのだが、それによって混乱が生じることはないからだ。レヴィ＝ストロースはいう——「抑止されていないなら、なんであれ許されるのである」[2000 : 128]。従って、禁止が生み出す命令は、必ずしも特定の範囲を定めず、広がりのあるものとして理解すべきである。

これを本論に応用してみよう。届出制を採る性風俗関連特殊営業については、確かに命令の言説はない。しかし人的・場所的な規定として禁止の言説は存在する。ならば、人的禁止である「～の状態・条件（の人間）であってはならない」を「～の状態・条件（の人間）でなければよい」と読み替えれば、そこには「～の状態・条件（の人間）にならないように営業せよ」という命令が存在することになる。同様に、場所的禁止である「～の地域で営業してはならない」は、「～の地域で営業しなければよい」と読み替えられ、それは「～の地域から外れて営業せよ」という命令となる。そしてこれらの命令は具体的な基準として機能することになる。

ただし、この場所的規定については、店舗型営業と受付所営業が新規に営業を開始できる場所はごく限られており、事実上全面的な禁止を行っている県もあるため、実行不可能な命令に過ぎないという反論も想定できる。しかしこの問題は、命令を、存在する条文の外に見出すことで解消できる。性風俗関連特殊営業に対する場所的規定については既に確認したが、その中で、無店舗型性風俗関連特殊営業に対する規定があるのは、営業において受付所を設ける場合に限られる。受付所は客が実際に入出入りする場であり、事務所とは区別されているが、受付所がない営業、つまり事務所みの営業に関する場所的規定はない（表3の④で示す営業空間の権利さえあればよい）。レヴィ＝ストロースのいうとおり、何らかの限定がないということは許されるということに他ならず、性風俗関連特殊営業を営もうとする者にとっては、「受付所のない（事務所みの）営業をせよ」という命令、

すなわち基準の提示に等しくなるのである。

そしてこのように基準が確認できるのならば、性風俗関連特殊営業を営む者をみな「本質的にいかがわしい」存在としてひとくりにすべきではない。なぜなら、基準がある限りそれを満たす者とそうでない者がいるわけであり、前者の「適法性」を否定することは決してできないからである。ここに、性風俗関連特殊営業の「適法性」が確保される核が存在する<sup>11</sup>。

## 7 おわりに

以上、風営法において、許可制を採る風俗営業と届出制を採る性風俗関連特殊営業に対して定められる規定の比較検討を行った結果、公安委員会を行為主体とする営業禁止の言説を営業者の立場から読み替え、解釈を行うことで、性風俗関連特殊営業の営業者にとっても「～せよ」という命令、すなわち「推奨すべき基準」への流用が可能であることが明らかとなった。従って、実質的に「推奨すべき基準」が存在する以上は、性風俗関連特殊営業者についてもそれを満たす者と満たさない者を分けて考えることが可能となり、これを満たす者については「適法性」を確保した営業主体とみなすことができる。

本論では、性労働と法の先行研究で提言される法的整備の必要性を認め、その実効性を高めるという意識から議論を開始した。そして本論が行った「適法性」の根拠の分析、すなわち日本における法的な正当性賦与の特質の解明・確認は、今後、主に売春防止法の観点からは「違法」とされる営業が、現代日本において黙認されている実態を把握する第一段階としても位置付けることができる。果たして、本論で論じた「適法性」を規定する法文そのもののなかに、「違法性を『適法化』して、黙認を可能とし、さらに黙認を『適法化』し得る」ような運用のロジックがあるのか否か。違法営業が黙認される法的根拠については今後の検討課題としたい。

## 註

- 1 売防法において、売春は「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」として定義され（第2条）、売春をすることとその相手になることが禁止されている（第3条）。しかし、売防法で刑事処分の対象とされるのは買春の「周旋」行為であり（第6条）、第三者の介入がない単純売春ではない。しかし、売春を行う人々が刑事処分を受ける可能性が排除されているわけではない。売春の「勧誘」がその対象とされているからだ（第5条）。
- 2 ただし若尾は川畑とは異なり、売防法による「性交」にはあたらない「性的サービス労働」が風営法により「合法化」されている現実を逆手にとり、「合法化している以上、政府はこの領域で働く女性の健康・権利を保障する義務がある」と主張する戦略をとっている[若尾 2004: 374]
- 3 具体的には、深夜における飲食店営業が「等」に相当する主な対象と捉えられていた。
- 4 表1～表3では、風俗営業と性風俗関連特殊営業との比較の作業を簡素化するために、法人ではなく個人の、そして未成年ではなく成年の営業（申請）者を想定して検討を行う。なお、本文中の①～⑩、1～10、I～IVは表中のそれに対応する。
- 5 風営法第24条第2項（表1の4）に記される条文は次の通りである。「次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。1 未成年者 2 [風営法] 第4条第1項第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者」。
- 6 以下では、店舗型性風俗特殊営業を「店舗型」又は「店舗型営業」、無店舗型性風俗特殊営業を「無店舗型」又は「無店舗型営業」と呼ぶ。また、無店舗型営業で受付所を持つものを「受付所営業」と呼ぶ。なお、無店舗型として言及されるのはいわゆる「デリバリーヘルス営業」のみであり、「アダルトグッズ通信販売等営業」は含まない。
- 7 風営法第4条第1項第3号で、国家公安委員会規則でも更に人的規定が加えられている。
- 8 公安委員会や都道府県を受け手に想定する言説の中で、営業者が自分にとっての規定として読み替えて解釈できるものについて、表1～表3ではI～IVで示した。なお、深夜営業についての規制（表2のⅢ、表3のⅢ）はここで議論を行わない。
- 9 昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号第8条。
- 10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例・昭和59年12月20日条例第128号（以下「都条例」と呼ぶ）。この場所的規定は都条例第3条に明記されている。
- 11 「合法性」を国によるお墨付きとするならば、風営法を通じてそれが担保されるのは風俗営業だけであり、性風俗関連特殊営業が得るのは「適法性」であるということになろう。この点については別稿で改めて論じる予定である。

## 参考文献

- 蔭山 信 2008 『注解風営法Ⅰ・Ⅱ』、東京法令出版株式会社
- 川畑智子 1999 「『売春』の禁止と父権制支配」『ソシオロギス』23：28-51
- 2008 「セックスワークについて考える」井上芳保(編)『セックスという迷路』、長崎出版、pp. 215-245
- 菊澤信夫 2005 「生活安全局発足後の風俗環境の変化について」『警察學論集』58(1)：82-103
- 角田由紀子 2001 『性差別と暴力』、有斐閣
- レヴィ=ストロース, C. 2000 『親族の基本構造』福井和美(訳)、青弓社
- 竹花 豊 2006 「改正風営法の施行に当たって」『警察學論集』59(4)：1-6
- 若尾典子 2004 「身体・性を生きる」、浅倉むつ子・戒能民江・若尾典子『フェミニズム法学』、明石書店、pp. 241-380
- 屋久哲夫・鈴木達也・長村純也 2006 「『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律』の制定について」『警察學論集』59(4)：7-70

【資料】

表1：風俗営業に係る規定<sup>注)</sup>

風俗営業 条名	言説の対象	法 文 の 内 容 ( 要 約 )	命 令	禁 止	営業者の立場 から読み替え ・解釈	
第 3 条	営 業 者	風俗営業を営もうとする者は都道府県公安委員会の許可を受けなければならない	①			
第 4 条	公安委員会	公安委員会は許可を受けようとする者とその営業所が次のいずれかに該当するときは許可をしてはならない		—		
		第1項 被保佐人、刑法・売春防止法など特定の罪を犯した者、暴力的不法行為を行うおそれがあるとされる者、中毒者など			I	
		第2項第1号 営業所の構造又は設備が国家公安委員会規則 (e.g.「床面積は～平方メートル以上とすること」「客室内部に見通しを妨げる設備を設けないこと」) で定める基準に適合しない時			II	
		第2項第2号 営業所が都道府県条例で定める地域内にあるとき			III	
第 5 条	営 業 者	第1項 許可を受けようとする者は許可申請書を提出しなければならない。この場合、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。	一 氏名・名称、住所など	②		具体的命令・禁止がないため除外
		二 営業所の名称及び所在地				
		三 風俗営業の種類別				
		四 営業所の構造及び設備の概要				
		五 管理者の氏名及び住所	③			
(布令第1条)	営 業 者	内閣府令で定める書類	六 役員の氏名及び住所 (法人のみ)			個人申請者を想定するため除外
			一 営業の方法を記載した書類			具体的命令・禁止がないため除外
			二 営業所の使用について権限を有することを疎明する書類	④		
			三 営業所の平面図、営業所の周囲の略図			具体的命令・禁止がないため除外
			四 申請者が個人ならば次の書類			—
			イ 住民票の写し	⑤		
			ロ 第4条第1項第1～8号に該当しないという誓約		1	
			ハ 成年被後見人等に該当しない旨の証明書		2	
			ニ 未成年者の場合は法代理人の氏名と住所等			成年者による申請を仮定するため除外
			五 申請者が個人の風俗営業者ならば次の書類			今から風俗営業を行う者を仮定するため除外
			六 申請者が未成年者ならば次の書類			成年者による申請を仮定するため除外
			七 申請者が法人ならば次の書類			個人申請者を想定するため除外
			八 申請者が法人ならば役員について前号ハの書類			
			九 制限地域内営業の申請ならばその理由と根拠を示す書類			制限地域外の営業を仮定するため除外
			十 選任する管理者については次の書類			—
イ 誠実に業務を行うことを誓約する書面	⑥					
ロ 第4号イ及びハに掲げる書類	⑦		3			
ハ 法第24条第2項に該当しないという誓約			4			
ニ 申請前六月以内に撮影した写真	⑧					
第 5 条	公安委員会	第2項 許可をしたときは許可証を交付しなければならない			交付についての具体的規定なし	
		第3項 許可をしないときは申請者にその旨を通知しなければならない			交付しないことについての具体的規定なし	
		第4項 許可証を無くしたら届け出て再交付を受けなければならない			再交付に係る規定につき除外	
第 6 条	営 業 者	許可書を営業所に掲示しなくてはならない	⑨			
第 8 条	公安委員会	次の事実が判明したら許可を取り消すことができる (e.g. 偽りによる許可、第4条第1項に該当、許可取得以後6ヶ月間営業なし)			IV	
第 9 条	営 業 者	営業所の構造・設備を変更するには公安委員会の承認を受けねばならない	⑩			
第 10 条	営 業 者	許可証交付後、次に該当する際は許可証を返納しなければならない (e.g. 営業の廃止、許可の取り消し)	⑪			
第 11 条	営 業 者	自己の名義で他人に風俗営業を営ませてはならない		5		
第 12 条	営 業 者	営業所の構造・設備を第4条第2項第1号の基準に適合するように維持しなければならない	⑫			
第 13 条	営 業 者	特定の時間においては営業してはならない		6		
第 14 条	営 業 者	照度を特定の数値以下として営業してはならない		7		
第 15 条	営 業 者	特定の数値以上の騒音・振動が生じないように営業しなければならない	⑬			
第 16 条	営 業 者	周辺の清浄な風俗環境を害する方法で広告・宣伝をしてはならない		8		
第 17 条	営 業 者	料金を客に見やすいよう表示しなければならない	⑭			
第 18 条	営 業 者	18歳未満が営業所に立ち入ってはならない旨を表示しなければならない	⑮			
第18条の2	営 業 者	第1項 次の行為をしてはならない (従事者に対し不相当に高額の債務を負担させる、債務を負担させた接客従業者の旅券等を保管する)			9	
第 21 条	都 道 府 県	都道府県は条例により必要な制限を定めることができる			具体的命令・禁止がないため除外	
第 22 条	営 業 者	次に掲げる行為をしてはならない (e.g. 客引き、立ちふさがり、18歳未満を接待者や客にする、20歳未満へ酒たばこを提供する)		10		
第 24 条	営 業 者	営業所ごとに管理者一人を選任しなければならない	⑯			
第 25 条	公安委員会	営業者が法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合は必要な指示をすることができる			法全体に関わるため除外	
第 26 条	公安委員会	営業者が法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合は許可取り消し、営業停止を命ずることができる			法全体に関わるため除外	
第 36 条	営 業 者	従業者名簿を備え必要事項を記載しなければならない	⑰			
第36条の2	営 業 者	従業者の生年月日、国籍等を確認し記録作成・保存をしなければならない	⑱			

注) 表1～3は、2010年8月において適用されている「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づいて筆者が作成したものである。いずれの表にも含まれない以下の条文は、規制の対象が本論で扱うものではないために除外する：第19条・第20条・第23条 (遊技場営業)、第31条の7・8・9・10・11 (映像送信型風俗特殊営業)、第31条の12・13・14・15・16 (店舗型電話異性紹介営業)、第31条の17・18・19・20・21 (無店舗型電話異性紹介営業)、第31条の18・19・20・21 (無店舗型電話異性紹介営業)、第32条 (深夜における飲食店営業)、第33条 (深夜における酒類提供飲食店営業)、第34条 (飲食店営業)、第35条 (興行場営業)、第35条の2 (特定風俗物品販売等営業)、第35条の3・4 (接客業務受託営業)。また、以下は、本論が扱う、これから営業を営もうとする個人に対する「命令」と「禁止」に直接関係がないため除外する。「」内は各条の主旨である：第1条「目的」、第2条「用語の意義」、第7条「相続」、第7条の2「法人の合併」、第7条の3「法人の分割」、第10条の2「特例風俗営業者の認定」、第31条「標準のはり付け」、第31条の6「処分移送通知書の送付等」、第37条 (公安委員会による)「報告及び立入り」、第38条～同条の3「少年指導委員」、第39条「都道府県風俗環境浄化協会」、第40条「全国風俗環境浄化協会」、第41条「聴聞の特例」、第41条の2「行政手続法の適用除外」、第41条の3「国家公安委員会への報告等」、第42条「飲食店営業等の停止の通知」、第43条「手数料」、第44条「風俗営業者の団体」、第45条「警察庁長官への権限の委任」、第46条「方面公安委員会への権限の委任」、第47条「経過措置」、第48条「国家公安委員会規則への委任」、第49条～第57条「罰則」。なお、本論で扱う営業を対象としながらも除外とするものについては、表1～3の中でその旨と理由を記した。

熊田 現代日本における性風俗店営業の法的位置づけ

表2：店舗型性風俗特殊営業に係る規定

風営法条名	言説の対象	法 文 の 内 容 ( 要 約 )	命 令	禁 止	営業者の立場から読み替え・解釈	
第 27 条	営 業 者	第1項 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は公安委員会に届出書を提出しなければならない	①			
		一 氏名・名称、住所など	②			
		二 営業所の名称及び所在地			具体的命令・禁止がないため除外	
		三 店舗型性風俗特殊営業の種別				
		四 営業所の構造及び設備の概要				
五 営業所で業務を統括管理する者の氏名及び住所	③					
第2項 営業を廃止又は変更があった時は届出書を提出しなければならない	④					
(府令第9条)		イ 営業の方法を記載した書類			具体的命令・禁止がないため除外	
		ロ 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類	⑤			
		ハ 営業所の平面図、周囲の略図			具体的命令・禁止がないため除外	
		ニ 申請者が個人なら住民票の写し	⑥			
		ホ 申請者が法人なら定款、登記事項証明書など			個人届出者を想定するため除外	
ヘ 業務を統括管理する者の住民票の写し	⑦					
第 27 条	公安委員会	第4項 公安委員会は届出書の提出があった時はその旨を記載した書面を提出者に交付しなければならない。ただし、営業禁止区域・地域に当たる時はその限りではない			I	
第27条の2	営 業 者	第5項 前項の書面を営業所に備え付け、関係者から請求があった時は提示しなければならない	⑧			
	営 業 者	届出書の提出者はそれ以外の店舗型性風俗特殊営業を営む目的で広告・宣伝をしてはならない		1		
第 28 条	都 道 府 県	第1項 特定の施設 (e.g. 官公庁施設、学校、図書館、児童福祉施設) の周囲二百メートルの区域内で営業してはならない		2		
		第2項 前項のほか必要がある時都道府県は条例により営業禁止地域を定めることができる。			II	
	営 業 者	第3項 第1項の規定は～については適用しない。				適用外の規定につき除外
		第4項 都道府県は必要があれば深夜営業を制限することができる。				III
		第5項 次の方法で広告・宣伝をしてはならない (「広告制限区域等」、住居、18歳未満への広告宣伝)			3	
		第6項と第7項 前項は～については適用しない。				適用外の規定につき除外
		第8項 その他清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告宣伝してはならない			4	
		第9項 広告・宣伝の際は18歳未満が営業所に立ち入ってならない旨を明らかにしなければならない	⑨			
		第10項 18歳未満が営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入り口に表示しなければならない	⑩			
		第11項 次の行為をしてはならない (従事者に対し不相当に高額の債務を負担させる、債務を負担させた接客従業者の旅券等を保管する)			5	
第12項 次に掲げる行為をしてはならない (e.g. 客引き、立ちふさがり、18歳未満を接待者や客にする、20歳未満へ酒たばこを提供する)			6			
第 29 条	公安委員会	営業者が本法に違反した時は必要な指示をすることができる			法全体に関わるため除外	
第 30 条	公安委員会	法で規定する罪や第4条第1項第2号ロ～、チ、リ、ル、ヲの罪にあたる時は営業停止を命ずることができる			IV	
第 36 条	営 業 者	従業者名簿を備え必要事項を記載しなければならない	⑪			
第36条の2	営 業 者	従業者の生年月日、国籍等を確認し記録作成・保存をしなければならない	⑫			

表3：無店舗型性風俗特殊営業に係る規定

風営法条名	言説の対象	法 文 の 内 容 ( 要 約 )	命 令	禁 止	営業者の立場から読み替え・解釈	
第31条の2	営 業 者	第1項 無店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は公安委員会に届出書を提出しなければならない	①			
		一 氏名・名称、住所など	②			
		二 広告・宣伝で使用する呼称			具体的命令・禁止がないため除外	
		三 事務所の所在地				
		四 無店舗型性風俗特殊営業の種別				
		五 客の依頼を受ける方法				
		六 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先				
七 受付所や待機所を設けるならばその旨と所在地						
第2項 営業を廃止又は変更があった時は届出書を提出しなければならない	③					
(府令第12条)		イ 営業の方法を記載した書類			具体的命令・禁止がないため除外	
		ロ 営業の本拠となる事務所、受付所及び待機所の使用について権原を有することを疎明する書類	④			
		ハ 事務所の平面図			具体的命令・禁止がないため除外	
		ニ 受付所を設けるならばその平面図と周囲の略図				
		ホ 待機所を設けるならばその平面図				
ヘ 届出者が個人ならば住民票の写し	⑤					
ト 届出者が法人ならば定款、登記事項証明書など			個人届出者を想定するため除外			
第31条の2	公安委員会	第4項 公安委員会は届出書の提出があった時はその旨を記載した書面を提出者に交付しなければならない。ただし、受付所を設ける場合それが営業禁止区域・地域に当たる時はその限りではない			I	
第31条の2の2	営 業 者	第5項 前項の書面を営業所に備え付け、関係者から請求があった時は提示しなければならない	⑥			
	営 業 者	届出書の提出者はそれ以外の無店舗型性風俗特殊営業を営む目的で広告・宣伝をしてはならない		1		
第31条の3	営 業 者	第1項→第18条の2 次の行為をしてはならない (従事者に対し不相当に高額の債務を負担させる、債務を負担させた接客従業者の旅券等を保管する)		2		
		第1項→第28条第5項 次の方法で広告・宣伝をしてはならない (「広告制限区域等」、住居、18歳未満への広告宣伝)			3	
		→第28条第7項 ～については適用しない。				適用外の規定につき除外
		→第28条第8項 その他清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告宣伝してはならない			4	
		→第28条第9項 広告・宣伝の際は18歳未満が客となつてはならない旨を明らかにしなければならない	⑦			
		第2項→第28条第1項 受付所を設ける場合は特定の施設 (e.g. 官公庁施設、学校、図書館、児童福祉施設) の周囲二百メートルの区域内で営業してはならない			5	
		→第28条第2項 前項のほか必要がある時都道府県は条例により受付所営業を禁止する地域を定めることができる。				II
		→第28条第3項 ～については適用しない。				適用外の規定につき除外
		→第28条第4項 都道府県は必要があれば受付所の深夜営業を制限することができる。				III
		→第28条第6項 ～については適用しない。				適用外の規定につき除外
→第28条第10項 18歳未満が立ち入ってはならない旨を受付所の入り口に表示しなければならない	⑧					
→第28条第12項 次に掲げる行為をしてはならない (e.g. 客引き、立ちふさがり、18歳未満を接待者や客にする、20歳未満へ酒たばこを提供する)			6			
第3項 次の行為をしてはならない。(18歳未満を業務に従事させるあるいは客とする)			7			
第31条の4	公安委員会	営業者が本法に違反した時は必要な指示をすることができる			法全体に関わるため除外	
第31条の5	公安委員会	第1項 営業者が本法で規定する罪を犯した場合や第4条第1項の一部に反する場合など営業停止を命ずることができる			IV	
		第2項 前項にあたる営業が受付所営業の禁止区域・地域にある場合は営業の廃止を命ずることができる			営業禁止地域と重複するため除外	
		第3項 営業停止を命じた場合の標章の設置など			営業に直接関係ないため除外	
第31条の6	公安委員会	「処分移送通知書の送付等」で除外			営業に直接関係ないため除外	
第 36 条	営 業 者	従業者名簿を備え必要事項を記載しなければならない	⑨			
第36条の2	営 業 者	従業者の生年月日、国籍等を確認し記録作成・保存をしなければならない	⑩			